



他人ごとではない?! 相続税の改正

相続税の制度が今年から大きく変わり、これまで「相続税は無縁」と思っていた人も、課税対象になる可能性がでてきました。主な改正点は…、

① 基礎控除額が大幅に下げられました。

基礎控除額は、法定相続人の数で決まります

改正前（平成26年）の基礎控除額

5,000万円 + 法定相続人の数 × 1,000万円

改正後（平成27年）の基礎控除額

3,000万円 + 法定相続人の数 × 600万円

例) 相続人が配偶者と子供2人の3人で、相続財産6,000万円の場合



基礎控除額は、改正前

5,000万円 + 3人 × 1,000万円 = 8,000万円

課税対象額は、遺産額から基礎控除額を引く
6,000万円 - 8,000万円 = ▲2,000万円

課税対象額が基礎控除額以下の場合、
相続税はかからず、申告も不要です

基礎控除額は、改正後

3,000万円 + 3人 × 600万円 = 4,800万円

課税対象額は、遺産額から基礎控除額を引く
6,000万円 - 4,800万円 = 1,200万円

1,200万円が課税対象となり、各人の相続割合に応じて税率が決まり、税額が計算されます

この改正によって、例えば、相続財産に家などの不動産が含まれている場合、その不動産の価額と預貯金の合計で基礎控除額を超える家庭は、少なくないと考えられます。

② 最高税率が引き上げられました。

(右表)

* 配偶者には税額軽減があります。

(1) 1億6千万円

(2) 配偶者の法定相続分相当額までは非課税です。



相続税の申告は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に、被相続人の死亡時の住所地を管轄する税務署で行い、金銭での一括納付が原則です。

課税標準額	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	なし	10%	なし
3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
3億円以下			45%	2,700万円
3億円以上6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

LPAでは、「相続でもめないための遺言書の書き方」の学習会で相続にまつわる基本的な知識を学ぶことができます。ぜひご参加ください。



LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192

